

第1回船橋市北部清掃工場余熱利用施設指定管理者中間評価委員会

議事録

令和3年10月25日（月）午後2時00分～午後4時00分

<北部清掃工場 大会議室>

事務局 (補佐)	<p>本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>定刻より若干早いですが、只今から船橋市北部清掃工場 余熱利用施設 指定管理者中間評価委員会委員の委嘱式を執り行います。</p> <p>本日司会を務めさせていただきます資源循環課の鍔と申します。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>皆様には、委員をお引き受けいただきまして、心より御礼申し上げます。</p> <p>本日は 市長が所用のため出席できませんので、市長に代わって環境部長の御園生より、委嘱状を交付いたします。お名前を呼ばれた委員は、その場でご起立をお願いいたします。</p>
部長	<p>一般社団法人 千葉県中小企業診断士協会 代表理事 今井 和夫 様</p> <p>船橋市北部清掃工場余熱利用施設指定管理者中間評価委員を委嘱します。</p> <p>期間は令和4年3月31日までとします。</p> <p>令和3年10月1日 船橋市長 松戸 徹</p> <p>順天堂大学 スポーツ健康科学部 前任准教授 涌井 佐和子 様。以下同文。 公益財団法人 健康・体力づくり事業財団 参事 石井 荘一 様。以下同文。 船橋市観光協会 会長 伊藤 将美 様。以下同文。 豊富第一自治会 会長 須田 茂 様。以下同文。</p> <p>以上、5名の皆様に委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局 (補佐)	<p>続きまして、環境部長の御園生より、委員の皆様にご挨拶を申し上げます。</p>
部長	<p>本日は、お忙しいなかお集まりいただき感謝申し上げます。また、日頃より本市の環境行政に、ご理解・ご協力いただきありがとうございます。</p> <p>ただいま委嘱状をお渡ししましたが、ご多忙のなか委員のご就任につきまして快く引き受けていただいたこと、重ねてお礼を申し上げます。</p> <p>さて、北部清掃工場余熱利用施設は、老朽化した北部清掃工場の建替えにあわせて、清掃工場から発生する余熱を利用した温浴・健康浴施設として、DBO事業により整備したものであります。</p> <p>平成29年4月の供用開始以降、運営・維持管理につきましては、指定管理者として株式会社ふなばしEサービスが行っているところであります。</p>

<p>部長</p>	<p>本年度で供用開始から5年目を迎え、目標である年間11万人の入場者数に向けて堅調に入場者数を増やし、令和元年度は目標を達成しかけていたところでしたが、令和2年2月に新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言が宣言されてからは、施設の閉館や入場規制など、コロナ対策を実施しながらの運営となり、目標達成とはなりません。そのような状況でも、本施設を利用いただく常連の方がいらっしゃるように、少しずつ地元で根付いた施設になってきているのではないかと感じているところでございます。</p> <p>これまで4年間、指定管理者が行ってきた運営・維持管理等の状況を報告させていただきますので、委員の皆様には知見を活かし、指定管理者に対する中間評価を実施していただくとともに、いただいたご意見は来年度以降の指定管理に活かして参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は初めての第1回中間評価委委員会ですので、施設の概要や運営に関し、必要な点は事務局にご質問いただければと思います。</p>
<p>事務局 (補佐)</p>	<p>ありがとうございました。 以上をもちまして、委嘱式を終了いたします。</p> <p>この場をお借りしまして事務局の職員を紹介させていただきます。 資源循環課長の中西でございます。 施設第一係の安齋、麻山、大瀧、高根、井上でございます。 続いて指定管理者側のご紹介です。株式会社ふなばしEサービス星野取締役です。ふなばしメグスパ川村所長でございます。</p> <p>中間評価委員会開催の前に本委員会について事務局よりお知らせいたします。 本委員会は原則公開にて実施するものであり、議事録については後日公表することとなります。委員の氏名及び発言内容につきましても、原則として公開されることとなりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>また、本委員会はAI音声認識テキストデータ作成ツールを使用しますので、マイクのスイッチをオンで発言していただき、終了後はオフにしてくださいようご協力をお願いいたします。</p> <p>本日は第1回目の会議となりますので、委員長が決まるまでの間、資源循環課長の中西が議事進行させていただきます。</p>
<p>中西課長</p>	<p>それでは、これより第1回 船橋市北部清掃工場 余熱利用施設 指定管理者中間評価委員会を開催いたします。 始めに、委員会資料の確認をいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 次第 2) 船橋市北部清掃工場余熱利用施設指定管理者中間評価委員会委員名簿 3) 船橋市北部清掃工場余熱利用施設指定管理者中間評価委員会設置要綱

中西課長	<p>4) 船橋市北部清掃工場余熱利用施設指定管理者中間評価委員会について 5) 船橋市北部清掃工場余熱利用施設指定管理者中間評価委員会スケジュール(案) 6) 船橋市北部清掃工場余熱利用施設指定管理者中間評価シート</p> <p>以上、6枚を事前にお送りしております。お手元がない方は挙手をお願いします。 それでは、次第に沿って議事を進めて参ります。本日の議題1「委員長及び副委員長の選出」についてです。</p> <p>委員長の選出については、委員会設置要綱第4条第2項により、委員の互選となっております。委員長の選出にあたり、自薦または他薦はございますか。</p>
涌井委員	<p>前回の指定管理者選定委員会において委員長を歴任された実績を踏まえ、今井委員を推薦いたします。</p>
中西課長	<p>只今、委員長として今井委員を選出したいとの意見がありました。 ご異議がないようですので、今井委員に委員長をお願いすることと決定します。 それでは今井委員には委員長席に移動していただき、ご挨拶をお願いします。</p>
今井委員長	<p>委員長に推薦をいただきました今井でございます。スムーズな議事進行に努めて参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
中西課長	<p>ありがとうございました。 以後の議事進行につきましては、今井委員長をお願いいたします。</p>
今井委員長	<p>それでは、副委員長の選出を行います。 委員会設置要綱第4条第4項に、副委員長は、委員長が欠けた場合又は委員長に事故あるときにその職務を代理する者とあります。自薦または他薦はございますか。</p>
石井委員	<p>健康づくりなどを研究テーマに、大学で先任准教授をされています涌井委員が適任かと思えます</p>
今井委員長	<p>只今、副委員長として涌井委員を選出したいとの意見がありました。いかがでしょうか。 ご異議がないようですので、涌井委員を副委員長に決定します。 涌井委員は副委員長席にご移動いただき、ご挨拶をお願いいたします。</p>
涌井副委員長	<p>副委員長に推薦をいただきました涌井でございます。速やかな議事進行となるようにサポートして参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
今井委員長	<p>改めまして、議事を進めてまいります。 まず、本日の出席者数は5名、委員の過半数を超えておりますので、委員会設置要綱第5条第2項に基づき、本委員会は成立しております。 また、本委員会の内容につきましては、船橋市情報公開条例第26条に基づき、会議を公開とさせていただきます。 本日傍聴希望者はおりませんので、傍聴者なしで開催いたします。</p>

今井委員長	それでは、議題 2 「中間評価について」事務局から説明してください。
事務局 (係長)	<p>資料 3) 船橋市北部清掃工場余熱利用施設指定管理者中間評価委員会設置要綱をご覧ください。</p> <p>こちらの第 2 条に委員会の所掌事務がございます。審議いただく内容について、(1) 指定管理者の管理運営状況の評価を行うに当たっての評価方法及び評価基準を決定すること。(2) 評価基準に基づく管理運営の評価に関すること。(3) その他、中間評価を行うに当たり市長が必要と認める事項をご審議いただくこととなります。</p> <p>続いて第 5 条 委員会の開催についてです。第 2 項委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。第 3 項委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長が決するところによる、とありますのでよろしくをお願いします。</p> <p>続いて第 9 条、書面開催についてです。今回は集合開催となりましたが、今後新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催もあり得るため、この条項を設置しております。要綱第 5 条第 3 項中の出席委員を委員の書面による回答と読み替えるものとしますのでよろしくお願いたします。</p> <p>続いて資料 4) をご覧ください。指定管理者中間評価委員会についてご説明いたします。</p> <p>業務評価について、法において、指定管理者は毎年度終了後、事業報告書を作成し提出することとなっています。施設の管理運営が協定書、仕様書及び事業計画書等に従い適正かつ確実に行われているか、事業報告書及び日々のモニタリング結果から評価を行います。</p> <p>業務評価には、毎年度ごとに行う内部評価、指定期間が 5 年以上となる場合等に実施する第三者評価があります。</p> <p>内部評価は年度毎に 1 回、実施主体は施設の所管課が行います。</p> <p>第三者評価について、この委員会になりまして 5 年毎に 1 回行い、実施主体は外部委員による評価委員会になります。</p> <p>続いて、第三者評価の実施方法です。第三者評価とは、施設の管理運営に関し、基本協定書、仕様書、事業計画書等どおりに管理運営が行われているか、引き続き指定管理を任せることができるか等を客観的な観点から厳正かつ公正に評価を行い、施設の管理水準及び利用者へのサービスの向上を図るものです。</p> <p>次にふなばしメグspaの中間評価方法についてです。</p> <p>評価対象年度は平成 29 年度から令和 2 年度の 4 年間です。評価方法は現地視察と、資料による審査です。</p> <p>評価項目の基本的な観点は、①基本協定書、仕様書、事業計画書等に記載された事業の履行確認。②サービスの質の評価、③サービスの安定性の評価、④経費等となり</p>

事務局 (係長)	<p>ます。</p> <p>次に審査のながれについて、①評価委員の委嘱、中間評価委員会の設置。②評価項目の検討、評価シートの作成。③現地視察、④資料での審査、⑤評価の確定となります。</p> <p>審査いただく資料は、事業計画書、事業報告書、モニタリング結果、利用者アンケート結果、提案書です。</p> <p>以上で、議題2 中間評価についての説明を終わります。</p>
今井委員長	<p>次に議題3「中間評価委員会のスケジュールについて」検討します。事務局は説明してください。</p>
事務局 (係長)	<p>資料5) 船橋市北部清掃工場余熱利用施設指定管理者中間評価委員会スケジュールをご覧ください。</p> <p>本委員会開催前に表の一番上から要綱の設置、委員の選定、評価基準(案)等の資料を作成し、本日の第1回中間評価委員会を開催しております。</p> <p>今後の予定について、本日の中間評価委員会で評価基準を確定しましたら、評価項目に沿って指定管理者が報告資料を作成し、事前に各委員へお送りいたします。その後、第2回中間評価委員会を12月中旬に開催することを検討しておりまして、その際、指定管理者が評価項目に沿って事業報告を行います。</p> <p>事業報告を受けて、委員の皆様には12月下旬頃に事務局へ各自の評価(案)を提出していただきます。</p> <p>事務局は、皆様の評価を取りまとめ評価(案)を作成し、各委員へ1月中旬頃お送りいたします。</p> <p>2月上旬頃開催の第3回中間評価委員会で、取りまとめた評価の内容を確認しながら、中間評価委員会として最終的な評価を決定していただく予定です。</p> <p>そして、最後に指定管理者への結果通知及び公表が2月下旬頃の予定です。</p> <p>以上、中間評価のスケジュールはこのような流れで検討しております。</p>
今井委員長	<p>事務局より議題2と3の説明がありましたが、委員の方のご意見・ご質問はいかがでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
今井委員長	<p>次に、議題4「評価基準の決定について」の検討に入らせていただきます。</p> <p>それでは、事務局は説明してください。</p>
事務局 (係長)	<p>資料6) 船橋市北部清掃工場余熱利用施設指定管理者中間評価シート(案)をご覧ください。</p> <p>評価は裏面にあるとおり、細項目が20項目ございます。細項目の評価をまとめて総合評価を最終的に決定いたします。</p> <p>まず細項目別評価状況として、委員の皆様にはS～Dの評価を付けていただくこと</p>

<p>事務局 (係長)</p>	<p>になります。Sは事業計画以上の優れた管理運営がなされている。Aは概ね事業計画どおりに管理運営がなされている。Bは概ね事業計画どおりに管理運営がなされているが、一部軽易な改善事項あり。Cは事業計画どおりの管理運営がなされておらず、早急な改善を要する。Dは指定の取消しをせざるを得ないような不適切な管理運営がなされている、という評価になります。</p> <p>総合評価のSは細項目がS・Aのいずれかで構成されており、Sの割合がAの割合以上である。Aは細項目がS・Aのいずれかで構成されており、Sの割合がAの割合未満である。または、細項目がS・Aのいずれか及びBで構成されており、S・Aの割合がBの割合以上である。Bは細項目がS・Aのいずれか及びBで構成されており、S・Aの割合がBの割合より少ない。細項目がS・A・Bのいずれか及びCで構成されており、S・A・Bの割合がCの割合以上である。Cは細項目がS・A・Bのいずれか及びCで構成されており、S・A・Bの割合がCの割合より少ない。Dは上記に関わらず、細項目に一つでもDがある場合となり、D評価となると、引き続き指定管理を委託することが困難になります。</p> <p>続いて、裏面の評価項目についてご説明いたします。この評価項目は5年前の指定管理者選定委員会の評価がベースとなっています。</p> <p>評価シート上から、大項目1番目の管理運営の基本的考え方、こちらを採点する上での視点として、①指定管理者制度を用いた余熱利用施設の管理運営の在り方についての基本方針が施設の設置目的に沿っているか。②余熱利用施設の管理運営を通じ、市民の交流や健康の保持増進に寄与するものとなっているか。</p> <p>大項目2番目の施設の管理体制全般に関する考え方についての視点は、①人員配置は適切か。②利用者の拡大に対する計画やサービス向上に関する計画は、創意工夫が見られるか。③レッスンプログラム（自主事業）は利用者ニーズを捉えた内容となっているか。また、頻度は適切か。④イベント（自主事業）の内容や頻度は適切か。⑤物販の販売や食堂運営（自主事業）は、利用者ニーズを捉えているか。⑥利用者への公平性について考慮されているか。</p> <p>大項目3番目の施設及び設備の維持管理計画についての視点は、①維持管理体制は施設を維持するうえで適切か。②施設の保管管理に関する点検方法や予防保全策は適切か。③施設の清掃内容や清掃頻度は適切か。④駐車場の管理は適切か。⑤施設の保安警備は適切か。</p> <p>大項目4番目の収支状況についての視点は、①管理に関わる収支の整合性が取れているか。②経費削減に努めているか。</p> <p>大項目5番目のその他についての視点は、①利用者アンケートや自主モニタリングなど、利用者からの意見に対処する体制をとっているか。②事故を未然に防ぐ安全対策や事故が発生した場合の対応や体制は迅速かつ適切か。③利用促進のための広報活動は効果的に行われているか。④従業員の資質向上にむけた研修を実施しているか。⑤個人情報の管理方法は優れているか。船橋市個人情報保護条例に従ったものになっ</p>
---------------------	--

事務局 (係長)	ているか。 以上が、評価基準の事務局（案）となります。
中西課長	補足させていただきますと、評価のS～Dは全て記入していただきますが、評価理由については、特筆すべき事項や指摘事項のみの記入でも結構でございます。 例えばA評価の場合は概ね事業計画どおりの管理運営ということで、評価理由を記載していただかなくても大丈夫です。
今井委員長	以上、事務局より評価基準についての説明がありましたが、ご質問等がありますでしょうか。
伊藤委員	今、評価基準について説明がありましたけど、短時間で全て把握することはできないので、このスケジュール期間内で適切に評価できますか。 例えばその他の④従業員の研修の実施等、研修しているところを見ることはできないですね。
事務局 (係長)	まず、今回の中間評価委員会ではこの評価基準（案）でよろしいか委員の皆様にご討議いただき、評価項目を決定しましたら、次回の第2回中間評価委員会で、指定管理者から評価項目に沿って、詳細な事業報告をいたします。 また【資料4】の（5）審査資料を各委員にお送りいたしますので、内容をご確認いただき、第2回中間評価委員会で報告を受け、後日評価（案）を作成していただく予定です。
須田委員	伊藤委員からもお話しありましたが、何を以て評価をすればいいか、まだよくわからない状況です。 事業報告の中で、例えば研修の実施についてどのような内容の研修を、何時、何回、何人参加し実施したか等記載されていれば評価できるかもしれませんので、具体的な審査資料を提示してください。
事務局 (係長)	委員のおっしゃるとおり、審査資料だけでは評価できない項目もあると思いますので、第2回中間評価に向けて、指定管理者がこの評価項目に沿った報告書を別途作成し、詳細な説明をさせていただきますので、その後評価いただければと思います。
須田委員	第2回中間評価の前に審査資料が届いたら、追加で説明資料の提示を求めても良いですか。
事務局 (係長)	事前に審査資料を送付し、第2回中間評価委員会の中で、指定管理者から詳細な事業報告を行います。その上で不明な点や追加資料が必要でしたら、事務局へお申し付けください。
須田委員	指定管理者からの事業報告は口頭ですか。
事務局 (係長)	資料を用意し、お配りした上で口頭での説明を予定しております。

須田委員	評価をする上ではエビデンスが必要になります。また、文書で根拠資料を示すことが重要になると思いますので、よろしくお願いいたします。
中西課長	毎月、指定管理者から月報ということで詳細な事業報告を受けておりますので、そちらをまとめたものも、必要があればご提示したいと思います。
今井委員長	他に、質問はありますか。よろしいでしょうか。 それでは、以上をもちまして、議題4までを終了します。 事務局は議題5「北部清掃工場余熱利用施設の視察について」案内をしてください。
事務局 (係長)	それでは、余熱利用施設ふなばしメグスパの視察ということで、所長の川村がご案内いたします。 見学終了後、議題6「その他」の審議がございますので、こちらにお戻りいただきます。
中西課長	(現場から戻る) 施設のご案内が終了しましたので、株式会社ふなばしEサービスは退室いたします。
今井委員長	最後に議題6「その他」について、事務局は説明してください。
事務局 (係長)	次回の第2回委員会の日程を相談させていただきたいと考えております。 先ほどのスケジュール説明の中で、12月中旬あたりと説明いたしましたが、市議会日程もありますので、船橋市としましては12月9日、10日、13日を検討しております。皆様のご都合はいかがでしょうか。 場所は市役所本庁舎を予定しております。
今井委員長	(各委員の都合を確認) それでは第2回委員会は12月10日の10時から開催することといたします。
部長	本日は、委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございました。 施設を見学していただき、委員の皆様においては色々な感想をお持ちになられたかもしれませんが、評価項目にないことでも、施設をより良くするために、第2回中間評価委員会で、ご意見・ご指摘をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
今井委員長	他になにかございますか。 無ければ、以上をもちまして第1回船橋市北部清掃工場 余熱利用施設 指定管理者 中間評価委員会を終了いたします。